

# ビジネスサポートなごの

Business support NAGANO

1

JANUARY 2013



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社三高電気  
代表取締役

## 藤沢 一也氏

Kazuya Fujisawa



有限会社三高電気

上高井郡高山村大字高井5435-5

TEL 026-248-9696 FAX 026-248-9697

創業 平成元年1月

資本金 300万円

業種 電気配線工事（一般住宅、アパート・マンション、店舗、各種施設等）、太陽光発電、エコキュート、IH等の施工

## 背伸びせず、社員みんなで幸せになりたい。

父親が起こした電気工事会社に入社して18年。住宅、マンション、店舗、施設などの現場で技術を磨いてきた。電気が安全・快適に使えることはもちろん、オール電化、節電対策から太陽光発電まで、お客のさまざまなニーズに応えている。

「つねに最新の情報や技術を取り入れ、お客様の要望に的確に応え満足いただくこと。それがプロだと思う。大変な部分も多いですが、そこがこの仕事の面白さでもあります」と、三高電気の藤沢一也社長（38歳）。仕上げの美しさにこだわった丁寧な仕事ぶりで評判だ。

昨年11月先代（現会長）の突然の社長交代宣言を受け、社長に就任した。藤沢社長は「いずれはという気持ちはあったが、正直、困ったなと思いました」と本音をもらす。

藤沢晴夫会長は次のように明かす。「去年還暦を迎え、私も36歳で独立したし任せるなら若いうちがいいと、スパッと社長を退きました。心配はありましたが、仕事の段取りも資金繰りもすべて半ば強引に譲ってしまった（笑）」。以来、会社にもほとんど顔を出さないというから徹底している。

社長交代劇から丸一年。「同世代の社員5人は自分の家族と一緒に。背伸びして会社を大きくするのはなく、みんなで幸せになりたいというのが私の気持ちです」。何事にも地道という藤沢社長らしい経営目標だが、経営は順調だ。「おかげさまで業績良好。営業しなくても仕事が入ってくる状況で毎日忙しい」とうれしい悲鳴を上げる。厳しい経済状況にあえぎ、後継者難

に悩む中小企業が多い中、会長も「こんなにうまくいくとは思わなかった」と頬を緩める。

なぜか気になったのが「三高電気」の社名の由来。会長はこんな打ち明け話してくれた。「私が独立した時、屋号を決められずにいた。それをみてある先輩が、画数がとても良いと『三』、そして高山の『高』を合わせて『三高』と考えてくれたんです。高もハシゴの方で（笑）。これはとても良い社名だと今でもありがたいと思っています。もちろん縁起をかついだ効果が出ていると信じていますよ（笑）」。

「最近ゴルフが面白くなってきましたが、“男の生き方”みたいな本を読むことも楽しみのひとつ」と言う藤沢社長。経営者としての自分磨きにも余念がないようだ。

回 覧

## CONTENTS

JANUARY 2013

1

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社三高電工 代表取締役

藤沢 一也 氏

## 年頭所感

社団法人 長野法人会

会長 山浦 愛幸



## 年頭所感・年頭のご挨拶

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

事業者のための環境法制  
～土壌汚染の問題①～

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

## 税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑭)

5

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&amp;A

書面によって取締役会の決議があった  
こととすることができますか。

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

## 第22回 超高時代は終わったのか

7

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information

Tea Room

8

## 税務・税制関係

私たち法人会活動の要である税務・税制に関して、今年は大きな変化の年となるのではないかと考えています。今月から復興特別税の納税が始まり、また来年4月からの消費税率改定への準備、さらには国税通則法の改正によって、税務調査の手続きが大きく変わることになります。

これらについては、顧問税理士より詳しい説明はあると思いますが、法人会としても「会社の経営者として、これだけは押さえておきたい」というポイントを絞って、長野税務署や税理士会の協力を得て会員皆様に研修会を開催し情報の提供をしていきます。

## 事業関係

活性化リモデルプランに基づいて、昨年度に新規事業として“落語公演”を開催し、盛況でありましたので、本年も長野市三輪部会で行う予定です。会員を中心に広くその地域の一般の皆様にもお越しいただき、落語を通じて楽しいひと時を過ごしながら情報交換をし、法人会の知名度向上につなげていければと考えています。

その他、既存の事業として、研修会活動、機関紙『ビジネスサポートながの』による毎月の情報提供、法律・労務等専門家による相談窓口、ホームページによるリアルタイムでの情報発信、懇親会・ゴルフ・旅行等の親睦事業については、随時マイナーチェンジを施し、皆様が利用・出席しやすいようにしていきます。

また、青年部や女性部が担当して、小・中・高校生を対象に租税教育活動が本格始動となります。これは会員サービスから離れてまさに社会貢献事業に位置づけされますが、従前から税務知識の普及、納税意識の高揚を目的としてきた当会にとっては重要な事業であります。将来の日本を支える若者へ正しい税についての認識を持っていただくためにも、青年部・女性部の皆様には大いに期待しております。

## 会員の皆様へ

会員皆様には、役職員そして制度特別推進員を通じて法人会との接点を多く持っていただければと考えています。研修などの事業に参加、出席いただくことが一番ですが、仕事の都合で無理な場合には電話・電子メールなどでご意見などをお寄せいただいたり、「お茶でも飲みに来い」と連絡をいただければと思っています。我々法人会の仲間とともに明るい未来とすべく生き抜いていきましょう。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

会員の皆様の企業経営は、依然として厳しさが続いており、そこから抜けだせません。昨年は「幸いにも今は仕事がある、半年先からの見通しは暗い」とか「跡取りがいないからやむなく会社を閉じる」という寂しいお話が多く、「好調」「見通し良好」などというような明るい声をお聞きすることはあまりありませんでした。

昔と違って最近の中小企業経営も、長野県内だけでなく、全国、さらにはアメリカや中国等世界じゅうの政治・経済情勢に影響をうけるようになりました。

このような状況の中で、中小企業5,900社が集う長野法人会は、これから、どのような運営をしていけばいいのか真剣に考えていきたい、いわゆるグローバル化です。

## 一般社団法人への移行

昨年5月の総会で決定したとおり、今年4月から一般社団法人となります。全国442法人会の多くが、会員とともに広く地域一般のためになる公益事業を中心に活動する公益社団法人を目指しているようですが、当会は一般社団法人への移行することにしました。

会員皆様からいただく会費で会員サービスを中心に活動し、そのうえで地域社会貢献活動等の公益事業を展開していくべきであると考えているからです。

法律により新法人になりますが、「会員第一主義」を旨に運営していきます。これまで以上のご支援とご協力をまずお願いしたい。

なお、近い将来、会員を中心に会全体で「公益事業の割合を増やして、公益社団法人への移行」という機運も高まってくれば、もちろん移行認可の手続きを進めていこうと考えています。

## 年頭のご挨拶

長野税務署

署長 川手 今朝人



### 新年明けましておめでとうございます。

社団法人長野法人会の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、山浦会長はじめ役員、会員の皆様には、法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営に対し格別のご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、東日本大震災や長野県北部及び中部の地震、原発事故が及ぼす様々な影響が顕在化してまいりましたが、反日運動による文化や経済に与えた影響も一段落し、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待されます。

禍福は繩のように表裏が繰り返すともいわれています。本年が一日も早く安定した、平穏で豊かな年になりますことを祈念いたします。

さて、年々、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。本年1月からは税務調査手続が法定化されるとともに、不利益処分等に対する理由附記が実施されることとなりました。これにより、税務調査の透明性及び納税者の予見可能性が高められ、調査に対する納税者の一層の協力を促すことで、より円滑で効果的な調査の実施と申告納税制度の充実・発展に資するとともに、課税庁の納税者に対する説明責任がより求められることとなりました。

長野税務署といたしましても、改正の趣旨を踏まえ、適正かつ円滑な執行に取り組み、納税者の皆様からの税務行政に対する理解と信頼を更に揺るぎないものとしてまいりたいと考えております。

また、昨年公布された消費税の改正につきましては、広報・相談・指導といった種々の施策に基づき円滑な執行に努めてまいりますので、法人会の皆様方におかれましては、何とぞご協力の程よろしくお願いいたします。

ところで、年も改まり、まもなく平成24年分の確定申告がはじまります。この平成24年分の確定申告で電子証明書等特別控除が適用される最終年分となりますので、添付書類の提出省略による利便性等のメリットと併せて周知するなど、国税電子申告・納税システム(e-Tax)の推進・定着に努めていくこととしております。

長野法人会におかれましては、事業計画の基本方針にe-Taxの普及・利用拡大に向けた周知広報活動を連年盛り込んでいただいているところですが、引き続き、ご自身の申告・納税、法定調書の提出、納税証明書の交付請求等にご利用いただくとともに、社員の方々にも利便性を紹介していただければ幸いです。

結びに当たり、社団法人長野法人会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

※例年、新春対談の様子を掲載していますが、本年は税務署長と会長の都合がつかずに、それぞれご挨拶文を頂戴しました。また、1月と2月の事業スケジュールは紙面の都合上、お休みしますので、長野法人会ホームページをご覧くださいたくお願いします。

広報委員長 南澤貞雄



## 決算説明会

2月決算法人対象

開催日時

1月17日(木)

10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール  
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署 法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

2月8日(金)

午前10:00~11:30 午後1:30~3:00

長野市若里市民文化ホール

## 法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催  
税務相談と労務相談は、相談申し込みの都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

法律相談

1月23日(水)

10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

# ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属  
 弁護士 中嶋 慎治  
 中嶋慎治法律事務所



## 事業者のための環境法制 ～土壌汚染の問題①～

### はじめに

皆さん、こんにちは。今回は土壌汚染の問題を取り上げます。事業活動による土壌汚染、例えば工場の廃液や地中に埋めた廃棄物から有害な化学物質が土中に浸透し、生活環境に深刻な被害を与えるというケースは少なくありません。

以下、2回に分けて、法規制の概要、土壌汚染にまつわる法律関係等をご紹介します。

### 1 土壌汚染対策法

#### (1) 目的、定義

この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

特定有害物質とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く）のうち政令で定めるものとされています。政令では、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン等の揮発性有機化合物、カドミウム、六価クロム、シアン化合物、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素及びこれらの化合物である重金属、除草剤（シマジン、チオベンカルブ）、農薬（チラウム）、PCB、有機リン化合物等の農薬が指定されています。

なお、本法は、平成22年4月1日より改正法が施行されました。

#### (2) 制度の概要

##### ア 調査

以下の場合、土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）は、指定調査期間に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告しなければなりません。

- 有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法上の特定施設）の使用の廃止時（3条）
- 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（4条）
- 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（5条）

##### イ 区域の指定等

上記調査の結果、土壌の汚染状態が環境省令で定める指定基準を超過した場合、当該土地は以下の指定区域に指定されます。

- 土壌汚染の摂取経路があり健康被害が生じるおそれがある場合、汚染の除去等の措置が必要な区域（要措置区域）（6条）

この場合、汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示することとなります（7条）。

また、土地の形質変更は原則として禁止されます（9条）。

- 土壌汚染の摂取経路がなく健康被害が生じるおそれがない場合（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）、土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）（11条）

なお、土地所有者等が自主調査を行って土壌汚染が判明した場合、土地所有者等は都道府県知事に区域の指定の申請をすることができます（14条）。その場合も上記2パターンでの指定がなされます。

##### ウ 指定の解除

上記措置により汚染の除去が行われた場合、指定を解除されます（6条4項、11条2項）。

##### エ 汚染土壌の搬出等に関する規制

まず、要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌を区域外へ搬出する場合、原則として事前届出が必要とされています（16条）。

また、都道府県知事は、環境省令で定める運搬基準に違反して汚染土壌を運搬する場合に運搬方法の変更を命じること、汚染土壌処理業者（許可制）に汚染土壌処理を委託しない場合に汚染土壌処理業者に委託させることを命じることができます（16条4項）。

また、そのような運搬や処理をした場合で、汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事は、運搬者・処理者に対し当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずることを命じることができます（19条）。

今回は、他の法令と土壌汚染にまつわる法律関係等をご紹介します。

BOOK  
 ビジネス書  
 ランキング

## 今月の売れ筋10冊

2012.11.1～2012.11.30  
 平安堂長野店 提供

- 1 新幹線お掃除の天使たち ■遠藤功/著 あさ出版 1,400円
- 2 人生がときめく片づけの魔法2 ■近藤麻理恵/著 サンマーク出版 1,400円
- 3 強い会社の教科書 ■小山昇/著 ダイヤモンド社 1,600円
- 4 スタンフォードの自分を変える教室 ■ケリー・マクゴニガル/著 大和書房 1,600円
- 5 「ついていきたい」と思われるリーダーになる51の考え方 ■岩田松雄/著 サンマーク出版 1,400円
- 6 100円のコーラを1000円で売る方法2 ■永井孝尚/著 中経出版 1,400円
- 7 読書の技法 ■佐藤優/著 東洋経済新報社 1,500円
- 8 現実を視よ ■柳井正/著 PHP研究所 1,500円
- 9 ビジナリー・カンパニー4 自分の意志で偉大になる ■ジム・コリンズ/著 日経BP社 2,200円
- 10 世界のお金は日本を目指す ■岩本沙弓/著 徳間書店 1,500円

## 今月の一冊



## 「ついていきたい」と思われる リーダーになる51の考え方

岩田松雄 著 サンマーク出版  
 1,400円（本体価格）

元スターバックスコーヒージャパン株式会社CEOの著者は、「誰でも頑張ればリーダーになれるし、社長にもなれます」と述べています。本書は、「リーダーになろうとするのではなく、周りに推されてリーダーになる」という理想のリーダー像を描いています。今、リーダーの方これからリーダーを目指す方に最適な一冊です。

## 税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

## 税務調査の立ち会い顛末記 (番外編⑭)

いよいよ今日1日から復興特別所得税がスタートしました

新年を迎え、平成25年がスタートしましたが、今日1日以降に支払われる給与などについて、所得税の他に「復興特別所得税」が今後25年間課税されます。

そこで今回は、この「復興特別所得税」の源泉所得税の徴収に関する概要や特に注意すべき事項について説明いたします。

## 1. 復興特別所得税の源泉徴収の概要について

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間(25年間)に生ずる所得について、源泉所得税を徴収する際には、併せて「復興特別所得税」も徴収し、源泉所得税の法定納期限までにその「復興特別所得税」も併せて納付しなければなりません。

(1) 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額は?

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされています。

実際には、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の「合計税率」を乗じて計算した金額を徴収して、1枚の所得税徴収高計算書(いわゆる源泉所得税の納付書)で納付します。

支払金額×合計税率(%) = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額(注)  
(注)算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てます。

\*合計税率の計算式  $\text{合計税率(%)} = \text{所得税率(%)} \times 102.1\%$ 

1 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

2 具体的事例報酬・料金として、88,888円を支払った場合(所得税率10%の場合)の源泉徴収税額は、以下のとおりとなります。  
88,888円 × 10.21% = 9,754,648円(1円未満切捨て) ⇒ 9,075円  
(支払金額) (合計税率) (算出税額) (源泉徴収税額)

(2) 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収は?

平成25年1月1日以後支払うべき給与等については、必ず「平成25年分以降の源泉徴収税額表」(国税庁)に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収して、1枚の所得税徴収高計算書(いわゆる「の源泉所得税納付書」)で納付してください。

給与所得の収入計上日は、就業規則等で定められている給与の支給日であるため、例えば、給与の支払い日が毎月5日となっている場合、平成25年1月5日支払の給与は、たとえ平成24年12月に働いた分の給与であっても、復興特別所得税の源泉徴収が必要となります。

(3) 年末調整は?

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行うことになります。

(4) 報酬・料金に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収は?

従来から、弁護士報酬、税理士報酬、司法書士報酬など個人に報酬・料

金を支払う場合、所得税の源泉徴収が必要です。そこで、弁護士など受け取る相手方にとって、平成25年分の所得の収入金額になるものの支払からは、復興特別所得税も併せて源泉徴収することになります。

したがって、弁護士など受け取る相手方にとって、平成24年分以前の所得の収入金額になるものについて、たとえ平成25年1月1日以後に支払ったとしても、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

(5) 配当に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収は?

配当所得は、配当金の効力発生日(下記の\*1参照)が所得として計上すべき時期(所得税基本通達36-4)となりますので、効力発生日が平成25年1月1日以後のものから、配当金の支払いの際には、所得税と併せて復興特別所得税の源泉徴収が必要となります(上場株式等以外の法人にあっては、合計税率20.42%となります)。

\*1株主総会の決議によって定めた配当金の効力発生日(会社法第454第1項)となります。

上場株式等の場合は、証券会社の取引口座等へ入金される日、又は、配当金領収書に記載されている支払開始日が、配当金の効力発生日になります。(上場株式等の法人にあっては、法人に支払う場合には、合計税率7.147%となり、個人に支払う場合には、合計税率7.147%と地方税3%の合計10.147%となります)

(6) 利子に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収は?

例えば、金融機関が預金の利子を支払ったり、法人が発行した社債の利子を支払う場合、所得税15%と地方税5%の合計20%を源泉徴収していますが、利払日(利子の計算期間の末日)が平成25年1月1日以後であれば、所得税と併せて復興特別所得税の源泉徴収が必要となりますので、合計税率15.315%と地方税5%の合計20.315%を源泉徴収する必要があります。

したがって、例えば、平成24年10月1日～平成25年1月31日分の利払日が平成25年1月31日であった場合には、所得税と併せて復興特別所得税の源泉徴収が必要となります(利子額を日割り計算して復興特別所得税を課税するような計算はしません)。

## 2. 復興特別所得税の源泉徴収税額と復興特別法人税の申告との関係について

法人が受け取ることになる配当(上記(5)参照)や利子(上記(6)参照)についても、平成25年1月1日以降25年間にわたり、源泉所得税と併せて復興特別所得税が源泉徴収されます。そこで、法人にあっては、源泉徴収された復興特別所得税について、「復興特別法人税」の申告書に記載して提出することにより、復興特別法人税から控除できることになっています。

基本的に、復興特別法人税については、平成24年4月1日以後開始する事業年度から3年間課税されることになっていますが、たとえ平成24年3月31日以前に開始した事業年度であっても、復興特別所得税が課された場合には、復興特別法人税の申告書を提出することにより、その復興特別所得税の還付を受けることができます。

そこで、平成25年1月又は2月決算の法人については、特に注意する必要がありますので、関与税理士によくご相談ください。

税務署からのお知らせ



24年分の申告書の作成は  
国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して提出できます。所得税の確定申告を「e-Tax」で行うと



## ① 最高3,000円の税額控除

所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告する場合は、最高3,000円の税額控除が受けられます(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回)。

## ③ 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期に処理しています(3週間程度に短縮)。

長野税務署における、平成24年分確定申告期における閉庁日対応について

- 1 閉庁日対応を行う日は、平成25年2月24日(日)及び3月3日(日)となります。
- 2 閉庁日対応における業務は、確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談となります。

## ② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。

## ④ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です(ただし、メンテナンス時間を除きます)。

【お問い合わせ】

長野税務署 ☎026-234-0111  
(自動音声案内)

ちょっと教えて!

## 身近な法律 Q&A



司法書士

江尻 克雄

江尻克雄事務所  
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階  
TEL 026-235-2293  
FAX 026-235-2294

### 書面によって取締役会の決議があったこととすることができますか。

**Q** 私は、飲食店事業をしている株式会社〇〇商事の代表取締役社長(A)です。当社は、取締役会を設置している会社であり、役員は、私を含め取締役4名と監査役1名がいます。この度、至急、取締役会を開催し、関西地区に支店を設置したいと考えていますが、各取締役との日程調整が難航し当社の取締役会の定足数3名を満たした取締役会をなかなか開催することができません。実際に取締役会を開催せずに書面によって取締役会の決議があったこととすることができますか。

**A** 取締役会設置会社では、定款の定めにより、取締役が、取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合、議決権を行使することができる取締役の全員が書面(または電磁的記録)により同意の意思表示をしたときは、監査役が異議を述べたときを除き、取締役会を実際に開かなくても、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができます(会社法第370条)。これは、「取締役会の決議の省略(書面決議)」(以下、「取締役会の書面決議」といいます)と呼ばれています。

ご質問のケースは、株式会社〇〇商事(以下、「質問会社」という)の定款に、この「取締役会の書面決議」ができる旨の定款の定めがあれば、これを利用することができます。「株主総会の決議の省略」は、定款に定めがなくても利用ができますが、それに対し「取締役会の書面決議」は、定款に定めがないと利用できません。

また、「取締役会の書面決議」は、会計監査権だけでなく業務監査権もある監査役設置会社の監査役が、その提案に関し異議を述べたときは取締役会の決議の省略はできません。

ご質問のケースの場合、質問会社の監査役の権限が業務監査権もある場合は、取締役の提案に対し、監査役が異議を述べなければ取締役会の書面決議が成立します(監査役が取締役の提案に対し、積極的に同意する必要はありません)。質問会社の監査役の権限が会計監査権だけの場合、その監査役は、取締役会の書面決議において、異議を

述べる権利を有していませんので、監査役の異議を考えずに取締役会の書面決議が成立します。会計監査権だけの監査役というのは、公開会社でない株式会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除きます)が、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた場合の監査役です。この監査役の権限の違いは、登記事項となっていないので、定款で監査役の権限を確認してください。

会社法の規定上、書面決議をする場合を制限するものはありませんが、職務について善管注意義務(責任)を負う取締役としては、審議内容の緊急性、軽微性など決議省略の相当性や必要性を十分勘案して決議省略に同意するか否かを慎重に判断すべきでありますので、取締役会の開催を省略することは例外的と考えるべきです。

取締役会の書面決議の場合も次の事項を内容とする取締役会議事録を作成する必要があります(但し、取締役会の書面決議で代表取締役を選定した場合、商業登記手続上の要請に応えられるよう、書面決議の手続や取締役会議事録の作成に工夫が必要となります)。

- ①取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ②①の事項の提案をした取締役の氏名
- ③取締役会の決議があったものとみなされた日
- ④議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

最後に取締役会への報告の省略について若干説明します。取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が、取締役(監査役設置会社は、取締役及び監査役)の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない制度が設けられています(会社法第372条)。但し、3か月に1回以上の開催が義務づけられている職務執行状況の報告のための取締役会は、実際に取締役会を開催し、報告しなければなりません。また、取締役会への報告の省略の場合も次の事項を内容とする取締役会議事録を作成しなければなりません。

- ①取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ②取締役会への報告を要しないものとされた日
- ③議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

以上、事情により取締役会の開催の一方法としてご検討してみたいかがでしょうか。

## 経営者の成長指南

### 経営者と従業員が通じ合う

従業員が経営者を理解しない。そういう悩みをよく聞きます。経営者を理解しない従業員は、経営者の思いや考えから外れたことをやってしまう恐れがあります。なんとかならないものでしょうか。

人間はひとりひとり違っています。経営者と従業員では、求めるものが違います。考え方や思い方が違います。こうしたこともあって、従業員は経営者をなかなか理解できません。

従業員には、仕事の中だけでいいから経営者と同じ考えを持ち、同じ思いを持ってほしいと思います。それは不可能なことではありません。従業員を経営者の考えや思いに導けばいいのです。それには一苦労しなければなりません、できないことではありません。

人間同士が理解し合う土台は、お互いの間に共通するものがあることです。共通するものを通

して、お互いの気持ちが通じ合います。考えを分かり合うことができます。より深く分かり合えば、判断も一致するようになり、行動も同じ方向に向かうようになります。

ですから、経営者と従業員の間、共通するものを作り育てばいいのです。

経営者と従業員の間、共通するものを作り育てるには、経営理念が確立していることが必要です。経営理念は事業に対する経営者の思いから生まれたものです。経営者が自分の経営理念を従業員に語り、これを従業員が納得すると、経営者と従業員の間、共通する思いができます。ここにお互いが分かり合える通路が生まれます。

従業員が経営者を分かってくれるのを待つのではいつになるか分かりません。分かってもらえるように導いたほうが、ずっと早いと思います。



人材育成コンサルタント  
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

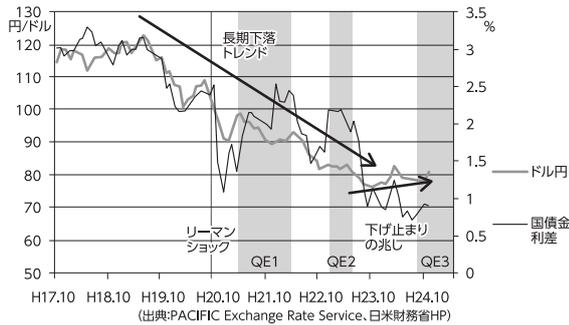
# 企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 稲垣泰典

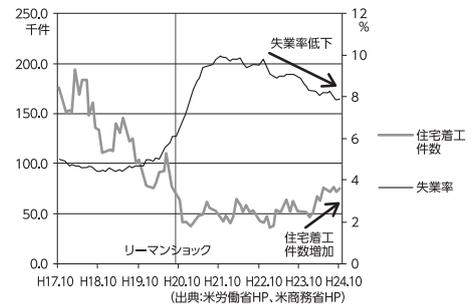
## 第22回 超円高時代は終わったのか

自民党総裁の安倍氏の発言（日銀による国債引き受けやインフレターゲットの導入等）をきっかけに、1ドル82円程度まで円安が進んできました（2012年12月10日時点）。変化率としては大きなものではありませんが、長らく続いた円高ドル安時代が終わり、円安ドル高時代が到来するかもしれないとして市場関係者の注目を集めています。

平成20年10月のリーマンショック後に米国当局が金融緩和（ゼロ金利及び量的緩和）に大きく舵を切った後にドル円レートの100円割れが定着しました。一般的に二国間の金利差は為替レートに大きな影響を及ぼします。金利差が拡大した場合は低金利国から高金利国へ資金がシフトし、高金利国の通貨高が進みますが、金利差の縮小は逆の効果をもたらします。日本では平成11年の金融緩和以後もはや下げ余地がなくなるまで低金利となりました。米国が金融緩和を実施し金利が低下した結果、二国間の金利差が縮小し、相対的に割高となったドルが売られ、円高が進みました。ユーロ債務危機により安全資産として円の価値が見直されたことも円高に拍車を掛けました。



米国の金融緩和の前提となった景気の落ち込みについて、ここ1年程度の米国の経済指標を見ていると、米国の景気が徐々に上向きつつあるようです。下表は米国の失業率及び新築住宅着工件数の推移を表したものです。失業率の低下は米国の内需の拡大に寄与します。また、S&Pケース・シラー住宅価格指数の回復やQE3により、リーマンショック後に伸び悩んだ住宅着工件数が増加に転じたことで、景気の先行きに楽観的な見方をする人が増えました。失業率は依然高止まりしているため米国当局の金融緩和政策はしばらく続きそうですが、景気の底堅さを感じればいずれ金利が上向いてくるものと期待されています。



一方日本では、一向に減らない政府債務残高、原発停止・エネルギー輸入の増加による経常収支の悪化、企業の国際競争力の低下、政府から日銀への金融緩和圧力など、景気悪化、金融緩和を連想させる材料に事欠きません。

これらの日米の経済状況の違いから、米国では金利が上向き、日本では低金利が続くことで、超円高が終わり、円安ドル高へ回帰するのではないかと期待感がマーケットを動かしています。

## プロの力を借りて100の壁を越える!

SEASON 2

指導協力 東直樹 プロ(長野カントリークラブ所属)

### 第10回 2013年こそ90台を!

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。  
この連載もいよいよ佳境を迎えてきました。とは言うもののいつまで経ってもなかなか「よし!これでもう大丈夫!」とはならないものです…。  
さて。今回はシーズンの締めくくりとして東プロにスイングチェックをしていただきました。結論から報告すると「約2年前に初めてスイングを見たときに比べて、構えからスイングまでの一連の動作が一定になってきてスイング自体もいいリズムで振れている。なんで100切れないんでしょうね?(苦笑)」というものでした。まあ、最後の一言はおまけとしても良くなってきていることは確かかなようです!  
ただ、細かな修正ポイントをアドバイスいただきました。例えば、本来、構えたときが振り下ろした最下点であるはずなので、構えたときはインパクトの瞬間のようなカタチ(クラブヘッドより手の方が先)になっているべきなんです、私の場合

ヘッドと手(グリップ)の位置が垂直になっているようで、このためにうまく球をつかめる時とそうでないときのムラがあるという指摘でした。そこで、ちょっと構えを直してみると…不思議といい球が出ました!他にも球の位置やフェースの向きなど、オフシーズンはこれまでご指導いただいたポイントを思い出しながら今年のプレーに向けもう一度総点検してみようと思います。来シーズンは自信を持って100切れました!と言いたいと思います。



※スイングの疑問・悩み、トラブルのリカバリー方法など実際に東プロのワンポイントアドバイスをご希望の方は長野法人会事務局(TEL227-0011)までお問い合わせ願います。

